

【付属資料 1 3】 提出図書等一覧

各業務の提出物は以下の図書等を標準とし、都の確認を得ること。
なお、下記以外で本事業に必要な図書等についても提出すること。

1. 基本設計業務の提出図書等

図書等は A3 サイズ横使いを基本として提出すること。提出部数は都の指示による。
また、図書等の電子データを提出すること。提出部数は都の指示による。

(1) 基本設計説明書

- ① 計画の基本方針
- ② 建物概要
- ③ 配置計画概要
- ④ 建築計画概要（動線計画、平断面計画、外内観計画等を含む）
- ⑤ 展示計画概要
- ⑥ 外構計画概要
- ⑦ 構造計画概要
- ⑧ 電気設備計画概要
- ⑨ 機械設備計画概要（空調設備、衛生設備、昇降機設備を含む）
- ⑩ 飼育関連設備計画概要
- ⑪ 環境負荷低減計画概要
- ⑫ バリアフリー計画概要
- ⑬ 防災計画概要（法規チェックリスト等を含む）
- ⑭ セキュリティ計画概要
- ⑮ インフラ整備計画概要
- ⑯ 什器・備品計画概要
- ⑰ 施工計画概要
- ⑱ 工事工程表
- ⑲ 工事費概算書
- ⑳ 設計経過説明書（ヒアリング記録、打合せ記録、各種協議記録等を含む）

(2) 基本設計図面等

- ① 案内図
- ② 配置図
- ③ 仕上表

- ④ 平面図
- ⑤ 立面図
- ⑥ 断面図
- ⑦ 展示計画図
- ⑧ 外構計画図
- ⑨ 構造計画図
- ⑩ 電気設備計画図
- ⑪ 機械設備計画図
- ⑫ 飼育関連設備計画図
- ⑬ 環境負荷低減計画図
- ⑭ バリアフリー計画図
- ⑮ 防災計画図
- ⑯ セキュリティ計画図
- ⑰ インフラ整備計画図
- ⑱ リサイクル計画書
- ⑲ 什器・備品一覧表

(3) その他の提出物

- ① 透視図（鳥瞰 2 枚、外観 2 枚、内観 8 枚程度）
- ② 模型（2 台、1 台目：S=1/600、既存水族園管理区域の範囲、紙製等、アクリルケース付き、2 台目：S=1/300、計画敷地の範囲、紙製等、アクリルケース付き）

2. 実施設計業務の提出図書等

図面は A1～A2 サイズを基本として提出すること。提出部数は都の指示による。
計算書等は A4 サイズを基本として提出すること。提出部数は都の指示による。
図面及び図書の電子データを提出すること。提出部数は都の指示による。

(1) 実施設計図面

- ① 建築設計図
特記仕様書、図面リスト、案内図、配置図、面積表、仕上表、平面図、立面図、断面図、天井伏図、矩計図、階段詳細図、平面詳細図、展開図、建具表、雑詳細図、サイン設計図、法規チェック検討図、その他必要と思われる図面等
- ② 構造設計図
特記仕様書、図面リスト、構造図、構造計算書、その他必要と思われる図面等
- ③ 電気設備設計図

特記仕様書、図面リスト、屋外幹線設備図、受変電設備図、自家発電設備図、幹線設備図、動力設備図、電灯設備図、弱電設備図、消防設備図、中央監視設備図、自動制御設備図、各種計算書、その他必要と思われる図面等

④ 機械設備設計図

特記仕様書、図面リスト、屋外給排水設備図、給排水設備図、ガス設備図、消防設備図、空調・換気設備図、衛生機器リスト、自動制御設備図、計装設備図、昇降機設備図、各種計算書、その他必要と思われる図面等

⑤ 展示設計図

特記仕様書、図面リスト、展示水槽図、展示水槽内造形（擬岩等）、各種展示設計図、展示照明設備図、展示弱電設備図、展示サイン図、レプリカ図、その他民間事業者の提案による展示図面等

⑥ 飼育設備設計図

特記仕様書、図面リスト、循環ろ過設備、オゾン発生設備、塩素発生設備、プロテインスキマー設備、水温維持設備、給気設備、排水浄化設備、取水設備、その他民間事業者の提案による飼育設備図面等

⑦ 外構設計図

特記仕様書、図面リスト、配置図、仕上表、平面図、断面図、各種詳細図、サイン設計図、その他必要と思われる図面等

⑧ 解体設計図

特記仕様書、図面リスト、配置図、建築図、構造図、電気設備図、機械設備図、その他必要と思われる図面等

⑨ 総合施工計画図

工事概要、適用基準類、仮設計画、安全・環境対策、工程計画、品質計画施工要領、養生計画、廃棄物処理計画、その他必要と思われる図書等

⑩ 工事費積算書

工事費内訳書、積算数量調書、見積比較表、その他必要と思われる書類等

⑪ 設計経過説明書（ヒアリング記録、打合せ記録、各種協議記録等）

⑫ 実施設計説明書（基本設計説明書を実施設計内容に合わせて修正したもの）

⑬ 各種申請書類（本事業で必要になった申請関係）

(2) その他の提出物

① 透視図（鳥瞰2枚、外観2枚、内観8枚程度）

② 模型（1台、S=1/300、計画敷地の範囲、アクリル製等、アクリルケース付き）

3. 建設業務の提出図書等

図面はA1～A2サイズを基本として提出すること。提出部数は都の指示による。
計算書等はA4サイズを基本として提出すること。提出部数は都の指示による。
図面及び図書の電子データを提出すること。提出部数は都の指示による。

(1) 建設着手時

建設工事着手前に、「受注者等提出書類処理基準・同実施細目（東京都建設局）」を参考に各種届出等を提出すること。

(2) 建設着手時

建設期間中に、以下の書類をはじめ都が要請する書類等（紙媒体で1部）及び電子媒データを提出すること。

- ① 使用材料、使用機器計画書
- ② 主要工事施工計画書
- ③ 生コン配合計画書
- ④ 残土処分計画書
- ⑤ 産業廃棄物処分計画書
- ⑥ 各種施工管理試験結果報告書
- ⑦ 各種出荷証明書
- ⑧ 使用材料検査書
- ⑨ その他必要な書類等

(3) 建設完了時

建設完了時に、以下の書類をはじめ都が要請する完了図書（紙媒体は2部を基本）及び電子データを提出すること。

- ① 工事完成届（写し）
- ② 工事写真記録
- ③ 完成写真
- ④ 各種法令の許認可等の書類
- ⑤ しゅん功図（製本、電子データ、部数は都の指示による）
- ⑥ 什器・備品一覧表
- ⑦ 納入業者一覧表
- ⑧ 施工の経過を撮影した写真、動画等
- ⑨ その他必要な書類等